

外国特許トピックス

2016年10月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

欧州特許出願とその主要加盟国における費用の比較

欧州特許では、欧州特許庁が特許を付与すると、特許権者が欧州特許条約加盟国の中で指定した各指定国において、その国で付与された国内特許と同様の権利を有することになります。これは、特許付与手続を一元化することにより、欧州特許条約加盟国間で容易かつ経済的に特許の取得を可能にすることを目的としています。

出願人が複数の指定国を予定している場合は、手続きが一元化されており、欧州特許出願を行う方が各国に出願するよりも有用で、この点で欧州特許にメリットがありますが、指定国を1カ国とする場合は、その国に直接出願した方が(欧州特許出願よりも)費用を安く抑えることができます。(指定する国にもよりますが、だいたい2カ国目を指定する場合から欧州特許の方が安くなります。)

この点について、お客様からより、「実際にどのくらいの費用の差が出るのか」とのお問い合わせがよくあるため、欧州特許出願で指定国を1カ国とする場合と、その国に直接出願した場合との費用の比較を、主要加盟国を例に紹介いたします。

※固定条件・・・英語明細書:10,000語、クレーム数:10項、中間(OA)応答2回(欧州特許はサーチレポート応答とOA応答)、出願日から5年で登録、欧州代理人の所在地:ドイツ、€1.00=¥115.00、£1.00=¥130.00

※費用は現地代理人および特許庁費用とさせていただきます。

※弊所費用は別途発生いたしますが、差額に大きな影響が無いため、省略させていただきます。

※中間応答費用につきましては、拒絶理由通知の内容等により金額が変動しますが、ここでは1回の応答につき¥200,000と固定させていただきます。(フランス直接出願においては別途設定あり。)

(1)ドイツ

| 出願国 | 出願時費用 | 審査請求費用 | 中間応答費用 | 登録時費用 | 年金費用 | 合計 |
|------------|-----------|----------|----------|----------|------------|------------|
| 欧州特許(DE指定) | ¥440,000 | ¥300,000 | ¥400,000 | ¥420,000 | ¥2,300,000 | ¥3,810,000 |
| ドイツ直接 | ¥540,000 | ¥50,000 | ¥400,000 | ¥30,000 | ¥1,900,000 | ¥2,920,000 |
| 差額 | -¥100,000 | ¥250,000 | ¥0 | ¥390,000 | ¥400,000 | ¥940,000 |

ドイツ直接出願の場合、出願時に明細書、クレームなど全てにおいて独語への翻訳(¥360,000)が必要となります。これに対し、欧州特許の場合、翻訳については登録時のクレーム部分翻訳(¥80,000)のみですので、翻訳費用は嵩みませんが、特に、出願時の調査費用(¥150,000)、審査請求費用が高い点で、ドイツ直接出願よりも費用が高くなります。(出願から権利満了までの合計で、約¥940,000の差額が生じます。)

(2)フランス

| 出願国 | 出願時費用 | 審査請求費用 | 中間応答費用 | 登録時費用 | 年金費用 | 合計 |
|------------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|
| 欧州特許(FR指定) | ¥440,000 | ¥300,000 | ¥400,000 | ¥440,000 | ¥1,520,000 | ¥3,100,000 |
| フランス直接 | ¥500,000 | ¥0 | ¥50,000 | ¥40,000 | ¥1,110,000 | ¥1,700,000 |
| 差額 | -¥60,000 | ¥300,000 | ¥350,000 | ¥400,000 | ¥410,000 | ¥1,400,000 |

フランス直接出願の場合も、出願時に明細書、クレームなど全てにおいて仏語への翻訳(¥300,000)が必要となります。しかし、新規性や進歩性自体の実体審査を行っておらず(そのため審査請求制度も無く)、方式的な要件、発明の単一性や明細書等の記載内容が調査可能か否かについてのみ審査されます。(庁通知に対する応答も実体審査に比べて安くなります。)この結果、出願から権利満了までの合計で、約¥1,400,000の差額が生じることになりそうです。

なお、フランス直接出願は、PCTから直接移行できないため、パリルート等に基づいて行うこととなります。

(3)イギリス

| 出願国 | 出願時費用 | 審査請求費用 | 中間応答費用 | 登録時費用 | 年金費用 | 合計 |
|------------|----------|----------|----------|----------|------------|------------|
| 欧州特許(GB指定) | ¥440,000 | ¥300,000 | ¥400,000 | ¥450,000 | ¥1,360,000 | ¥2,950,000 |
| イギリス直接 | ¥100,000 | ¥40,000 | ¥400,000 | ¥30,000 | ¥880,000 | ¥1,450,000 |
| 差額 | ¥340,000 | ¥260,000 | ¥0 | ¥420,000 | ¥480,000 | ¥1,500,000 |

イギリス直接出願の場合、通常はすでに明細書、クレームの英語訳があるため、別途翻訳費用は発生せず、また、現地代理人費用および特許庁費用も比較的安い点で、欧州特許とは大きな差額が生じます。(出願から権利満了までの合計で、約¥1,500,000の差額となります。)

(4)オランダ、イタリア(両国ともPCTから直接移行できないため、パリルート等に基づいて行うこととなります)

オランダは、直接出願において蘭語翻訳が必要である点、実体審査が無い点、さらに、欧州特許においてクレーム部分のみの翻訳が求められる点で、フランスに近い差額が予想されます。また、イタリアは、欧州特許の場合もイタリア直接の場合も明細書等全部の翻訳が必要ですので、翻訳における費用の差は生じませんが、実体審査が無い部分での差は生じます。

以上